

羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(平成 17 年羽曳野市規則第 46 号) <抜粋>

(組織)

第 9 条 条例第 6 条に規定する羽曳野市指定管理者選定等委員会(以下「委員会」という。)は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士等
- (3) 市職員

(任期)

第 10 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議における審議等のため必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員は、公の施設の指定管理者に申し出した団体の代表者又は役員を構成する立場にある場合には、当該公の施設に関する審議に加わることができない。

(委員の責務)

第 13 条 委員は、公平かつ公正に審査、審議等を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知りえた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第 14 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号）の定めるところによる。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、総務部行財政改革推進室行財政改革推進課において行う。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。